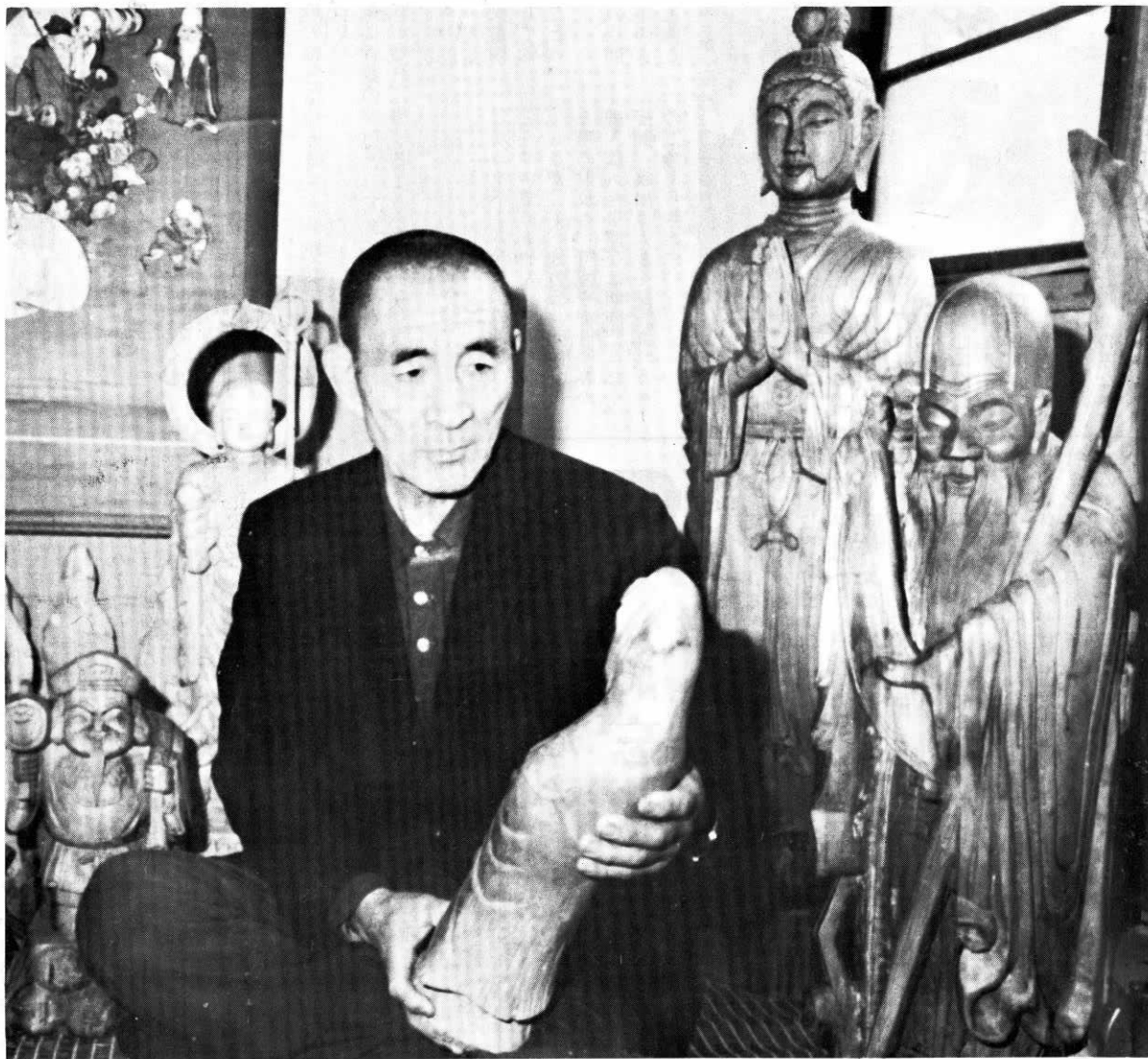


人口と世帯数
(住民基本台帳による)

11月30日現在	(前月比)
総人口 25,411人	(15人増)
男 12,376人	(17人増)
女 13,035人	(2人減)
世帯数 7,063世帯	(11世帯増)

編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係



No. 400

54・1・15

福祿寿や大黒さんの彫刻に励む
綴子上町高橋勝蔵さん(65歳)。
勝蔵さんが彫刻をはじめたのは
六年前、四国の金比羅さんを訪れ
店頭で飾られた七福神や福祿寿を
みて感動。買い求めたくても高価
で手がでなかったことから、自分
で作ってみようと早速はじめ、失
敗をかさねながら納得のいく作品
を作りあげたときの喜びは言葉に
ならなかったという。そのとき以
来の作品数は約八百点。
勝蔵さんは、彫刻のほかに四十
七年には「日本一大太鼓節」を作
詞、作曲してレコードを出すなど、
幅広い創作活動が続けている。



次は あなたです

職員はプロ意識に徹し

公平な住民奉仕を

『仕事始めで出川町長語る』

出川町長は、仕事始めの四日午前九時三十分から全職員を前に年頭の所感を述べました。
あいさつの中で「職員は行政のプロとして常に研さんを重ね、町民には公平にして最大の奉仕に徹するように」など、次のように述べました。

激動を続けた一九七〇年代最後の年も、日本経済は以前として低迷が予想され、不景気な年だという印象が強い感があります。
しかし、考えてみるとこの状態が普通で、昭和四十年代前半のような、重化学工業の生産を主体と

したハイペースな経済の伸びは、とうてい望めません。
したがって、地方公共団体である町の財政も、町税や交付税等の歳入は大きな伸びは期待できなく、反面、歳出は大きく見込まれるものと考えられます。



そこで今年は、職員各位の知恵を十分汲みあげながら、合法的また合理的に、従来の慣性にとらわれることなく、町民に対する公平にして最大の奉仕に徹し、大胆に勇気をもつて行政執行にあたりたいと思います。
職員のみならず、まず勤務

時間を厳守し、事務に精通していただくことを望みます。条例や法律については、講習会等を開かなくとも、プロとして素人から指摘されることのないよう、日頃から時間をみつけて勉強するような姿勢が必要です。

また、仕事においては、常に公平、正大に行うとともに、仕事をすすめるにあたっては各課との連携を十分に図ってほしいと思います。

町の仕事は、国・県とかかわりのある仕事が多く、補助金や融資を受けることがありますが、しかしそれが十分把握できていないために住民が不利益をこうむること

のないよう、担当者は補助金制度、融資制度の通達を熟知し、正しく知ることが大切です。そして、事務は迅速に処理し、示された期日までに正確なものを報告する姿勢も必要です。

現状に甘んじることなく、ある程度の高い政策、理想を追求するという企画性にも、意を向けてもらいたいと思います。

いづれにしても、職員は役場の仕事を通して住民に奉仕するという基本を忘れることなく、健康に留意し、住民の付託に応えてほしい。...などを述べました。

国民年金

現況届を

お忘れなく!!

国民年金の老齢年金や通算老齢年金を受けている人は、引き続き年金を受けるために毎年一回現況届を提出することになっています。

社会保険庁では、一月下旬ごろまで、直接、みなさんに現況届の用紙をお送りします。これは、みなさんが大切な年金をまちがいに受け取るために、どうしても必要な書類です。

これに必要な事柄を記入し、役場戸籍係で証明を受け、二月十五日までに必ず提出してください。
なお、期限までに提出されない時は、六月の定期支払分からさし

とめられます。

保険料は所得から 控除されます

二月一日から始まる所得税の確定申告には、国民年金の保険料支払控除の手続きを忘れないようにしましょう。

前年に支払ったあなた自身の保険料はもちろんのこと、あなたの家族のために支払った分も、「社会保険料控除」によってその全額が所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

町長 日誌

12月16日～12月31日

16日 町議会常任委員会

17日 母子福祉会総会

18日 伊勢町児童館竣工式

19日 町議会常任委員会

20日 湯の代温泉竣工式

21日 町議会本会議(最終日)

22日 北秋中央病院運営委員会

23日 秋田県スポーツ振興審議会

24日 鷹巣阿仁広域圏組合管理

25日 森吉町外四カ町村病院組合

26日 森吉町外四カ町村病院組合

27日 森吉町外四カ町村病院組合

28日 合臨時議会

29日 議会 日誌

30日 12月16日～12月31日

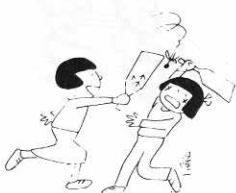
31日 総務、教育民生、産業経

済、建設水道常任委員会

18日 総務、建設水道常任委員

20日 会 議

町議会本会議(最終日)



威風堂々の出初式

小笠原・佐藤の両氏が
有功章を受章

全県消防大会を開催 8月

鷹巣消防団恒例の出初式が四日行われました。

当日は、午前八時三十分から消防団幹部が鷹巣神社に無火災を祈願、引き続き九時から町内パレードにうつり、米代町秋田相互銀行前で出川町長、村上消防団長、木村消防署長、伊藤警察署長、米沢北秋田福祉事務所長らの観閲を受けました。

このあと公民館で式典を行いました。席上、出川町長は「昨年の火災発生は二十三件と、一昨年の三倍にもなっているが、そのほとんどを最少限に食い止め、被害額は約半分に減少しておりますことは、団員の日頃の訓練が大いに威力を発揮したものと喜んでおります。

火災の原因をみますと、そのほとんどが不注意によるもので、今年は特に火災の未然防止に力を入れてほしい。町としても昨年は、消防署庁舎の中岱への新築、タンク車の購入、貯水槽四基、消火栓十四基を設置したのを始め、全県を網らした防火無線が十二月から開設され、隣接町村とで、災害発生時は情報の交換や対策に大きな役割を果たすものと思われ、また、消防訓練では坊沢分団が郡大会で優勝、金県大会でも同率、準優勝という輝かしい成績を得たが、本年は全県大会の開催が、八月に

当町で予定されているので、消防関係者には特段のご協力をお願い申しあげたい。

いづれにいたしましても、住民の生命と財産を守るため、絶えまない訓練にあたり、有事の際は被害を最少限に食い止めることができるよう、今後とも特段のご健闘をお祈りする」と、あいさつをしました。

続いて次の方に有功章、永年勤続表彰を行いました。

▽有功章 小笠原正一（鷹巣）

佐藤辰雄（沢口）

▽三十五年勤続表彰 桜庭与一郎（鷹巣）

▽三十年勤続表彰 奈良田富士郎（綴子）

▽二十五年勤続表彰 戸沢文雄、戸沢一三、熊谷徳男（七座）

碓谷仁三郎（米）、近藤利左衛門、小塚惣二郎（沢口）堀部隆一（七日市）

▽頭功章 能登谷実（坊沢）

▽功労章 佐藤国治、小塚一雄、桜庭久雄（鷹巣）成田藤重（坊沢）高橋兵治（綴子）佐藤政美、佐藤昌吾、佐藤正義、佐藤貞雄（沢口）岩本進、岩本新三郎、松前文治（七日市）

▽十五年勤続表彰 畠山彦一郎（七日市）

▽十年勤続表彰 三沢清一郎、佐藤武、佐藤賢悦（綴子）宮腰進（七日市）

▽七年勤続表彰 藤島吉治、成田安雄、成田勇悦、真崎福司、佐藤英治、村井松悦（鷹巣）佐藤重光、津谷静正、佐藤茂延（坊沢）花田新一郎、佐藤義則（沢口）畠山正雄、鈴木宣武、堀部栄一、畠山博行（七日市）

▽優良団員表彰 河田義則（鷹巣）成田金正（七座）佐藤茂延（坊沢）佐藤勘一、出川恒男（綴子）亀山光雄（米）畠山勇雄、千葉克男（沢口）松前悟、畠山博行（七日市）

冬

暖



1月10日役場屋上から写す

新聞によると、暮から正月にかけて欧州北部は、猛烈な寒波と大雪に襲われ、水河期、並みの寒さと報道されていますが、わが日本列島は、羊年を象徴するように雪なし暖冬が続いています。

昭和四十七年三月一日号の広報紙をひもといてみると、同年一月の平均気温は平年より二・六度高い〇・一度、平均最高気温も平年より二・二度高い三・三度。平均最低気温もマイナス三・二度と、

鷹巣気象通報所の昭和十六年から三十年間の記録では、いずれも昭和三十四年に次いで二番目の暖かさで記されています。

また、最深積雪は昭和二十九年が最低で二十二センチ、次いで二十四年の三十八センチ、三十九年の四十四センチがピックスリですが、四十七年は二月九日の十六センチが最深なので、記録更新はままだがいよいよと報道していますが、その後降雪があり、二月二十九日の三十センチが最深となっています。

さて、この暖冬は四十七年以来ですが、この冬の気象状況はいかが推移するのでしょうか。気象台の発表では、平年より気温の高い日が続き、天気は周期的に変わりやすく、降雪は少ない見込みと予報していますが。

申 告 日 程 表

1日から 指定日に

昭和五十四年度分町民税、県民税の申告を、二月一日から右表の日程により行います。

この申告は、みなさんの町民税、県民税のほか、国民健康保険税の税額算定の基礎になります。もし正当な理由がなく申告されない場合は、罰則規定があるほか、必要経費や所得控除をしないので税額を決定することになりますので、申告に必要な帳簿書類等を確認し、あなたの指定日に期日厳守のうえ、必ず申告してください。

▼申告しなければならぬ人

①昭和五十四年一月一日現在鷹巣町に住所を有する人（住民登録の届出をしていなくても、鷹巣町に住んでいる人も含みます）
②鷹巣町内に住んではいないが、昭和五十四年一月一日現在鷹巣町内に事務所、または事業所を有する人

▼申告する必要のない人

①税務所に確定申告書を提出する人
②給与所得者で、職場において所得税の年末調整を行った人（ただし、給与所得以外に営業、農業、家賃、家具、配当などの所

得がある人、また年末調整を行った人で医療費、雑損などの控除を受ける人は申告しなければなりません。

① 申告前に確認したいこと

② 給与所得者（日雇、パートも含む）は、勤務先より税務課へ給与支払報告書が提出されていないと申告できない場合もありますので、勤務先へ確認のうえ、未提出の場合は至急提出するようお願いください。

③ 農業所得者で、集団の揚水施設を利用してゐる方は、税務課

へ用紙を請求し、至急水利費の報告をしてください。(ただし個人の場合は、申告当日に領収書等を持参ください)

③ 営業所得者農業者所得者などで、収支計算書(損益計算書)で申告する方は、不明な点を税務課へお問い合せのうえ、所定事項に記入もれのないよう作成して、申告時に持参してください

④ 申告にこられる方は、家族構成と五十三年中の状況(家族の勤務先や収入の状況を確認してきてください)。

日 時		会 場	申 告 時 間	
			午前9時～午前12時	午後1時～午後4時
2・1	木	役場大会議室		白色確定申告説明会(税務署担当)
		南鷹巣会館	佐助岱・高森岱・高村岱	南鷹巣
2 3 5	金 土 月	役場大会議室	営産業所得者で、前もって申告相談の指定日を通知された人	
6	火	〃	東横町・西横町・仲町・大町	学校通・旭町・新旭町・西仲通
7	水	〃	三吉町・桜木町・元新町・栄町	花園町・末広町・米代町・舟見町
8	木	〃	西住吉町・北新町・太平町 福住町	松葉町・駅前・新松葉町・材木町
9	金	役場第二会議室	譲渡所得説明会(税務署担当)	
		役場大会議室	東仲通・伊勢町・東旭町・西旭町	東住吉町・あけぼの町・森館町・幸町
10	土	〃	高野尻・掛泥	掛泥
13	火	〃	太田	太田
14	水	〃	湯車・小ヶ田	川口・緑ヶ丘
15	木	田中会館	田中	新田中・南田中
16	金	栄生活センター	李岱・田沢・大沢	摩当
17	土	二本杉会館	岩谷・二本杉	
		蟹沢部落会館	蟹沢	
19	月	舟場会館	舟場	堂ヶ岱
20	火	綴子公民館	昭和・前野団地	綴子上町
21	水		大堤	綴子下町
22	木	糠沢会館	大畑・向黒沢	糠沢
23	金	今泉センター	今泉	今泉
24	土	小田会館	小田・田子ヶ沢・松原	
26	月	前山会館	前山	前山
27	火		深閑・相善町	相善町
28	水	坊沢公民館	黒沢・坊沢上町	坊沢上町・羽立
			坊沢大町・新屋敷	新屋敷・街道町
3・1	木			
2	金	沢口農協	藤株・小摩当	脇神・上野
3	土	中屋敷会館	中屋敷	
		坊山会館	四渡・坊山・湯ノ岱	
5	月	小森会館	小森	小森
6	火	七日市基幹 集落センター	根木屋敷・妹尾館・七日市 1～2組	七日市3～6組
7	水		品類・深沢・吉ヶ沢・下舟木	岩脇・横刈・吉野
8	木	三の渡会館	上舟木・明利又	松沢・黒森・三ノ渡
10	土	葛黒会館	中畑・大畑・与助岱	葛黒・門ヶ沢
12 13 14 15	月 火 水 木	役場大会議室	日程表により申告できない人	



税の申告は

2月

申告相談は

申告前に 書類の確認を

□らんを利用
して確認してく
ださい 例□

□すべての所有者が持参するもの
□印鑑 □生命保険料支払証明書
□国民年金、農業者年金掛金の領収書 □医療費の領収書（通院のため要した交通費の領収書）
□身体障害者手帳（身障手帳がなく、寝たきりの場合は申告時に申し出て下さい） □損害保険料領収書（火災保険、建物共済など）
□火災、盗難にあった時は証明書（警察、消防署より）

（警察、消防署より）
□大学生のいる家庭では在学証明書 □給与所得者は源泉徴収票 □所得税の有資格者で昭和五十一年以降家を新築、または建売住宅を購入した場合（ただし、延面積百六十平方メートル（五十坪以内のみ）は、次の書類が必要）
建築確認申請の通知書の写し▽新築家屋の登記簿謄本▽住民票の抄本▽源泉徴収票▽五十三年から入居した場合で償還期間十年以上の融資を受けた一年に三十万円を

こえる返済金があるときは、金融機関等より「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」 □前年までに住宅取得控除を受けている人は、税務署より送付された住宅取得控除証明書

●農業所得者が持参するもの

□農機具購入証明書（金額の多少にかかわらず必要） □農業用自動車の売買契約書 □賃耕、賃刈等の領収書 □農機具の修理費領収書 □制度資金、近代化資金および農機具の利子証明書（農協、農機具店で発行） □種苗等購入に係る領収書 □雇用費明細書（農作業毎賃金の明細） □農閑期日雇、出稼収入のあった人は、勤務先、期間、賃金の明細書

●営業所得者が持参するもの

□現金出納帳（売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳） □自家消費、事業用消費の整理帳 □仕入帳（売上原価の整理） □たな卸表 □経費帳（科目毎の必要経費の整理）、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費 □減価償却資産台帳 □損益計算書 □飲食業者は、料理飲食税申告書控

●大工、左官および日雇所得者が持参するもの

□年間の稼働日数明細書（月別、仕事先と賃金の明細）
大工、左官で請負仕事の場合は、
□機械、器具（道具）の修理費領収書 □事業用自動車の売買契約書および燃料費、修理費、税金（自動車税、重量税）、車検経費の領収書 □請負工事毎の損益計算書 □全国建設工事事業国保の保険料領収書

●譲渡所得（土地建物を買った場合）者が持参するもの

□譲渡した物件に係る売買契約書（または、売買価格の証明できる書類） □譲渡費用（仲介手数料、測量費等）の領収書 □取引の場合は買収通知書 □交換および代替地を受け取った場合は契約書（または覚え書） □発記が済んでいる場合は登記簿

※もし申告に持参する帳簿、書類等がない場合でも、申告相談のなかで標準的な経費は認められますので、申告の際お話しください。

各種控除の説明

▼所得控除

総所得金額などの合計額から差し引かれる所得控除には、次の各種控除があります。

- ①雑損控除（資産について災害、盗難などにより損失を生じた時）
- ②医療費控除（一定額を超える医療費や交通費）

③社会保険料控除（健康保険、年金など）

④小規模企業共済掛金控除

⑤生命保険料（保険期間が、五年未満の生存保険などは除かれる）

⑥障害者控除（障害の程度により控除額が違います。）

⑦老年者控除（所得者本人が満六十五歳以上で、所得一千万円以下の人）

⑧寡婦控除（所得者本人が夫と死別か、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が三百万円以下の場合、または夫と離婚後婚姻でない人で、同一世帯の子が所得税の基礎控除額二十九万円以下の場合）

⑨勤労学生控除（所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が五十二万円以下。うち自己の勤労によらない所得が十万円以下の場合）

⑩配偶者控除（所得者の妻、または夫で、自己の勤労による所得が二十万円以下の人、または自己の勤労によらない所得（不動産、利子配当、山林、譲渡など）だけの場合で十万円以下の人、自己の勤労による所得と勤労によらない所得のどちらもある場合、勤労による所得の二分の一と勤労によらない所得の合計額が十万円以下の人）

⑪扶養控除（所得者と生計同一の親族で、⑩と同じ所得以下の人ただし、親族以外でも里親に移託された児童（十八歳未満）、養護を委託された老人（六十五歳以下）も控除されます。また、明治四十二年一月一日以前に生



また人で障害者でない人は、普通の控除より大きい控除が受けられます。
⑫基礎控除

次のような所得が

税金の対象となります

▼税額控除
算出された税額から差し引かれる税額控除には、次の控除があります。

①配当控除 ②外国税額控除
▼所得税のみの控除
損害保険料控除、寄付金控除、住宅貯蓄控除、住宅取得控除

〔事業所得〕

①営業所得

卸売業および小売業、製造業、建設業、金融業および保険業、不動産業、運輸・通信業、その他の収益事業、鉱業、サービス業（旅館、クリーニング、染物写真、理髪、美容、浴場）などの営業から生ずる所得

②農業所得

米、麦、野菜、花、果樹、まゆなどの栽培もしくは生産または農家が兼業する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵または酪農品の生産などの事業から生ずる所得

③その他の事業所得

医師、歯科医師、獣医、弁護士、税理士、作家、保険の外交員、大工、左官、茶の湯、生花または舞踊の師匠、私塾の経営者等の自由職業で、営業および農業以外の事から生ずる所得

〔利子所得〕

公社債および預貯金の利子、合同運用信託および公社債投資信託の収益の分配などの利子所得（た

だし、限度額内の郵便貯金や優限度額内の預金、納税組合貯金などは課税されません）

〔配当所得〕

株式や出資金に対する利益や利息の配当（中間配当含む）、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配金などの配当所得（ただし、一銘柄につき一回の配当が五万円以下、年一回決算のものは十万円以下については課税されません）

〔不動産所得〕

土地、建物などの不動産、あるいは地上権、永小作権などの権利より生ずる所得（アパート、貸間など不動産所得、食事を供する下宿などは事業所得か雑所得）

〔給与所得〕

俸給、給料、賃金、歳費、恩給、年金、賞与ならびにこれらの性質を有する給与に係る所得（物または権利、その他の経済的な利益をもって収入がある場合、時価で給与とみなします。また、高齢者（満六十五歳以上で所得一千万円以

下の人）が受ける恩給や年金からは、七十八万円まで給与収入としません。

〔一時所得〕

営利を目的とした継続行為から生じた所得でなく、労務や役務に対する報酬でもない。いわゆる贈与を受けた金品、懸賞の当せん金、競輪・競馬の払戻金、生命保険金、遺失物の拾得による報労金など、一時的な性質をもっている所得（ただし、宝くじの当せん金は除かれます）

〔雑所得〕

原稿料や印税、講演料、謝金、仲介料など、事業から生じたと思われるものの以外のもので、郵便年金、生命保険年金などの所得

〔譲渡所得〕

一、総合課税の譲渡所得
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、一時所得、雑所得の各所得と総合して税額を算定するもので、土地、建物等以外の有形、無形固定資産（機械、車両、器具、備品、水利権、漁業権、特許権、営業権など）で、取得して五年以内に譲渡した場合は短期譲渡所得、五年をこえる場合は長期譲渡所得と区分して計算されます。

二、分離課税の譲渡所得
土地、建物等の譲渡については、他の所得と分離して税額を算定し、昭和四十三年十二月三十一日以前から所有していたものの譲渡は長期譲渡所得、昭和四十四年一月一

日以後取得したものの譲渡は短期譲渡所得に区分して計算されます。（所得および税額計算らんを参照）
また、土地、建物等の譲渡には各種の特例があり、所得から一定の金額が特別控除されます。

①長期譲渡所得 百万円

②土地収用法などで土地、建物等を用用された場合 三千万円

③居住用財産（自分の住んでいる住宅、宅地）の譲渡 三千万円

④農地保有合理化等のための譲渡（農地管理公社への譲渡） 五百万円

その他、一年以上使用した同種の資産を交換前と同じ使用目的で等価交換した場合、また、資力をなくし滞納処分、強制執行競売などの強制換価手続きにより資産を譲渡した場合、などは譲渡所得とならない。

〔山林所得〕

山林を伐採して譲渡したり、あるいは山林を立木のまま譲渡することによって生ずる所得（分収造林契約による山林の伐採、または譲渡による分収金は、山林所得）で、他の所得と分離して税額が算定される。

〔退職所得〕

退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から受けるものや、社会保険制度に基づいて支給される一時金（死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるものは除かれる）で、他の所得と分離して税額が算定される。

《 所得および税額の算出方法 》

●通常の場合（総合課税）

収入金額－必要経費－専従者控除＝所得金額①
 所得金額－所得控除②＝課税される所得③×税率④＝
 所得割額⑤＋均等割額⑥＝税額

ただし、所得金額①より所得控除額②が大きく、③の所得が算出されない場合、①の所得金額と扶養家族の人数により、均等割額⑥のみの税額か、①の所得が一定額以下の場合課税されないこともあります。

●特殊な場合（分離課税）

(1)分離譲渡所得（土地建物等の譲渡）

（長期譲渡所得）

収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除（100万円）
 ＝課税される所得×税率（町、県6％）＝税額

ただし、課税される所得が2,000万円を超える時は、税額計算がかわります。

（短期譲渡所得）

収入金額－取得費－譲渡費用＝課税される所得×税率

（町、県12％）＝税額

※取得費は、収入金額の5％相当額とする。ただし、実際の取得費が5％相当を超えることを証明した場合には、その実際の取得費とする。

また税率は、長期譲渡（所得税20％、町、県6％、合計26％）、短期譲渡（所得税40％、町、県12％、合計52％）。

(2)山林所得

総収入金額－必要経費－特別控除（50万円）＝山林所得×税率＝税額

※必要経費については、昭和36年12月31日以前から所有していた山林の伐採または譲渡について、概算経費率（総収入金額－伐採費などの譲渡費用）×30％とすることができます。

※税額計算については、山林所得を5分して低い税率をかけ、それを5乗する特別な方式（5分5乗）で、税率の緩和がされています。

町 民 税 所 得 割 の 税 率			県 民 税 所 得 割 の 税 率		
課税される所得の段階区分	税 率	控 除 額	課税される所得の段階区分	税 率	控 除 額
30 万 円 ま で の 金 額	2 %	— 円	150 万 円 ま で の 金 額	2 %	— 円
30 万 円 を こ え る 金 額	3	3,000	150 万 円 を こ え る 金 額	4	30,000
50 万 円 を こ え る 金 額	4	8,000			
80 万 円 を こ え る 金 額	5	16,000			
110 万 円 を こ え る 金 額	6	27,000			
150 万 円 を こ え る 金 額	7	42,000			
250 万 円 を こ え る 金 額	8	67,000			
400 万 円 を こ え る 金 額	9	107,000			

※所得割の税率は、町民税が5,000万円をこえる金額までの13段階、県民税が150万円をこえる金額までの2段階の累進税率です。

〈均等割額〉

町民税700円 県民税300円

〔参考〕

昭和53年度分適用税率

納税のしくみ

みなさんの申告により税金が計算されると、納期を定めて、次の方法により納付していただくこととなります。

ます。

▽普通徴収

徴税吏員が納税者に納税の通知を行い、納税者は直接か、納税組合を通して納付していただく方法（納期は、六月より翌年一月まで四期）

▽特別徴収

所得税の源泉徴収義務者である者を、条例によって特別徴収義務者に指定し、納税者に給与の支払いをする際、徴税吏員に代って給与より税金を徴収して納付していただく方法（納期は、六月より翌年五月までの十二期）

※税金の納付については、納期限までに完納しないため督促を受け、かつその督促に指定した納期限までに完納しない場合においては、督促手数料のほか滞納処分を受けることになります。

また、納期前に納付した方に交付する前納報奨金や、納税組合員に交付する奨励金の制度もあります。

不服申し立て

(1)不服申し立て

賦課に違反または錯誤があった場合の救済として納税の通知を受けた日から六十日以内に、町長に対して不服の申し立てをすることが出来ます。

(2)減免

天災、その他特別の事情がある場合、貧困により生活費として公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者（倒産等により、その年の所得が皆無となった者など）が減免の申請を行い、必要と認められた時は、町県民税の軽減や免除がされます。

申告後の調査

税負担の公平を期するため適正な所得が申告されていない納税義務者、所得がもれている納税義務者について、申告後の調査資料と突き合わせし、確認のうえ所得および税額が修正される場合もあります。

正月帰省の出かせぎ者を激励

春には元気で帰郷を

和やかに安全就労を誓う

町の「出かせぎ者激励集会」が、四日午後一時から鷹巣公民館ホールに出かせぎ帰郷者およそ百六十人が参加して開かれました。

当日は、町の担当職員のほかに町内の各農協組合長も出席。最初に出川町長が「家族をふるさとに残し、慣れない仕事をしていると思うが、仕事上でのケガや災害には常に注意するとともに、健康な体こそ最大の資本であるということとを忘れることなく、無理をしないで、春の農作業までには全員元

気で帰郷されることを祈念しております。町としても、みなさんが安心して仕事ができるよう出かせぎ相談員を通じて留守家族と連絡をとっているが、みなさんも手紙や電話で連絡を密にしてほしい」など、あいさつをしました。

続いて田口鷹巣職安所長、佐藤沢口農協組合長があいさつした後、稲部商工観光課長から出かせぎ中の諸注意や連絡事項が話され、高橋栄農協組合長の乾杯の音頭で懇親会に入りました。

懇親会では、就労先のことなどに話がはずみ、杯を酌み交しながら和やかなうちに安全就労、無事帰郷を誓い合いました。

出かせぎ互助会加入者は三百七十七人

ところで、当町からの出かせぎ



者は六百人と推定されていますが、出かせぎ互助会加入者は三百七十七人となっています。

互助会加入者を地域別にみると綴子百十五人、沢口七十七人、栄四十六人、坊沢四十五人、七日市四十四人、鷹巣二十九人、七座二十一人。

年代別では、五十代が最も多く百五十八人で全体の四十二%、次いで四十代百十九人、六十代五十七人、三十代二十六人、二十代十七人。

また、就労地は関東が二百十九人。中京九十一人、関西四十八人、その他二十七人。就労状況は、建設業が圧倒的に多く二百七十七人で、全体の七十三%、次いで製造業六十人、縫製業十七人、サービス業十人、その他十三人となっています。

写真コンテスト

『藤島さんら三氏入選』

第五回広報写真コンテスト「課題『町の素顔』」を実施したところ、たくさんの方から応募がありました。

このほど審査の結果、次の方が入選となりました。応募された方に厚くお礼申し上げます。

(入選)

藤島 浩 (太田)

斎藤 光幸 (田子ヶ沢)

藤島 米治 (舟見町)

なお、入選作品および応募作品のなかから数点を、二月一日付け広報から掲載いたします。

—体力づくりと住民相互の連帯と親睦を図る—

第17回

町民スキー大会

●とき 2月18日(日)午前9時から

●ところ 町営薬師山スキー場

(地区申し込み受付担当者)

鷹巣 泉 雄次郎	坊沢 永井 清
関口よし子	七座 中村 幸雄
栄 斎藤 文雄	沢口 千葉 和広
綴子 高橋 忠則	七日市 畠山 博行

※申し込みは、1月27日までとなっています。

ママさんスキー教室

開設のお知らせ!!

家の中にとじこもりがちな冬の屋外活動として、婦人を対象としたスキー教室を開設いたします。

自然にふれながら身体を鍛え、体力づくりをめざし、楽しくすべってみませんか。

期 日	2月5日から15日までの間の5日間
時 間	午前10時～12時
会 場	町営薬師山スキー場
申し込み	1月31日(水)まで、参加料を添えて鷹巣体育館(電話2-3800)へ。ただし定員50名になりしだい締め切ります。
参加料	1,300円(スポーツ傷害保険を含む。加入者は1,000円)

くわしくは、鷹巣体育館へお問い合わせを。

※なお、2月18日に開かれる町民スキー大会には多数ご参加ください。

カメラ・ルポ

カメラ・ルポ

カメラ・ルポ

交通事故防止を誓う

『指導隊で年頭の町長査閲』

町交通指導隊の町長査閲が、四日午前八時五十分から役場庁舎前で行われました。

出川町長は査閲で「交通事故が年々増加しているなかで、当町は、隊員の努力により減少してきていることは本当に喜ばしい。町としても道路の整備を始め、ガードレールの設置など事故防止対策をすすめるので、隊員のみなんも指導隊の機能を十分発揮し、交通事故撲滅に努力してほしい」とあいさつ。続いて永年指導隊員として功績のあった佐藤政雄さん（妹尾館）に感謝状を贈り、年頭の町長査閲を終わりました。

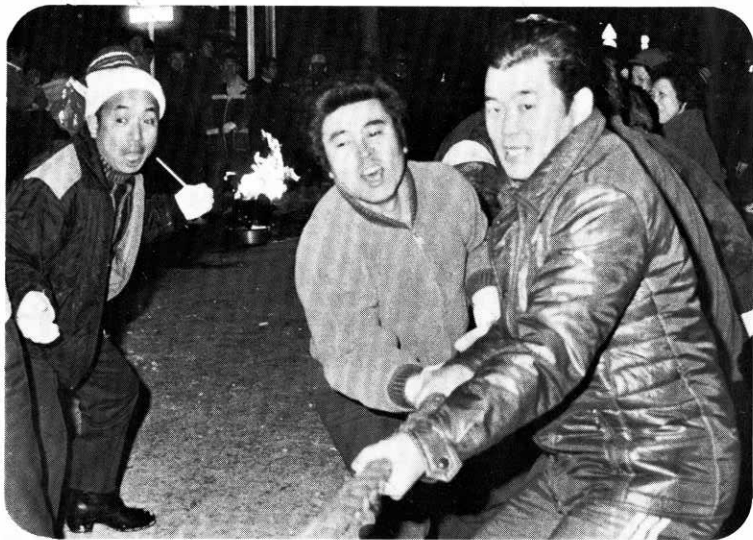


『にぎやかに「ばりじょっこ」』

新しい正月行事に

新しい正月行事にと、鷹巣地区スポーツ振興会が主催する「第一回ばりじょっこ（綱引き）」が、元日の午前零時、役場前道路で開催されましたが、初詣帰りの老若男女およそ三百人が集まり綱を引き合いました。

ばりじょっこは、米代町を境に東西に分かれ、東が勝てば家内安全、西が勝てば商売繁昌。勝負は一回戦が東側、二回戦は西が勝って三回戦にもつれ込みましたが、双方の中心点が動かず、めでたく引き分けに終わりました。



『三百五十九人が参加して』

新年書きぞめ大会

第九回新年書きぞめ大会が、一月六日午後零時三十分から鷹巣公民館と役場の二会場で行われました。

当日は、幼児から一般まで、これまで最高の三百五十九人が出席したため、会場を二つに分けて行ったもので、参加者は日頃の練習の成果を、墨こども鮮やかに「春の光」「門出の朝」「希望」など、力強く書きあげていました。書きぞめ終了後審査が行われ、公民館長賞四十三人、入選八十八人が表彰を受けました。



雑草のように 強くなれ

『脇神・老人と子どもたち』

じょうずになった

わら 細工

脇神の若妻学級「ねむの会」では老人クラブと子供会とを結び行事を持って、今年で二年になる。十二月十七日(日)に脇神部落会館には、子供会二十五人、老人クラブ二十人、世話役の母親たち四人が集って恒例の行事をすすめていた。

強い人生観を感得させたい

甘やかされて心身が弱くなり、非行に走ったり、自殺する子が増えている今の世の中で、何とかして強く生き抜く力をつけてやりたい。雑草の如く困苦欠乏に耐え、苦難の道をたたく抜いてきた明治大正生れの老人たちの強い人生観を少しでも感じとらせることができるならば、と思うのが若い母親たちのねがいである。



わら細工講習会

鉛筆を削ることさえ満足にできない程不器用になったといわれる今の子どもたちであるが、この子どもたちの手さばきはとてまきびきびしている。時間不足で未完成のものが多かったが、去年とはちがって縄も草履も固いものができていた。今年からは二人の中学生も参加して熱心に作業していた。

おいしい餅

わら細工の作業が終って、子どもたちは、老人たちがつくってくれた餅をこちそうになった。雑煮に、お汁粉を、おいしそうにほおばる子どもたちを、おじいさん、おばあさんは目を細めて見ていた。

物故者への黙とう

脇神老人クラブの毎月一回の定例会はいつも、「国旗掲揚」「国歌と金剛石斉唱」「物故者への黙とう」で始まる。この日も子どもたちと別れて、いつものように黙とうをしていた。

今は亡き若き日の夫や妻や、そして友人たちの顔を思い浮べているであろう老人たちの姿は敬虔そのものであった。

花田万治郎会長(七十八才)は、「国をよくし、村をよくするためには、中心になる支えがなければいけない。その中心になるのが国旗であると思うので、祝祭日にはこの家でも国旗をたてるように運動をしたい」と語っていた。

桐林で読書会

花田会長は更に抱負を語りつづける。「今の子どもたちに自然のよさを知らせたい。老人クラブで桐の木を植え、その下で読書させたい。あの大きな葉っぱの木陰と紫色の花の香りは何ともいえないよい雰囲気をつくる筈だ。桐は成長が早いし、金にもなるし孫が健全に育つから一石三鳥だ」と熱をこめて語っていた。子供会とは別室で奉仕活動の相談をしていた。

部落訪問



＝ 岩 谷 ＝

国道七号線、糠沢の東端から左の方に入る舗装道路がある。糠沢川沿いの道は曲りくねって沢に入り、大畑部落を過ぎると岩壁が頭上には沢が広がる。二本杉部落からは沢が広がる。川の流れは両側を削りとりて深い断崖をつくり、水田も段々になつていく所が多い。

清らかな小川のほとりに岩谷部落十五世帯がある。稲作農家が主で、営林署の仕事や日雇、出稼も多い。役場からは約十三軒、秋北バス岩谷線の終点から少し過ぎて橋を渡り坂道を登ると岩谷分校がある。分校を訪ね、主任の金沢先生と校務員の佐藤英子さんからいろいろとお話を聞いた。

岩谷分校は現在児童数七名、教員二名・この三月きりで本校の綴子小学校に統合することになっている。明治十四年、岩谷二本杉、西又、東又の四部落を学区として開設され、一年から四年まで、或いは一年から六年までの複式単級として約六十年間一人の先生が教えてきた。こうした中から、町会議長、町の

助役、医学博士、稲作日本一の篤農家という人物が出ている。昭和十三年頃には児童数が五十名以上となり漸く二学級になり、地元の寄付や要望もいれられ昭和二十九年に現校舎が新築された。先生方は交通不便で通勤ができないので、学校の宿舎に泊り、地域の婦人会や青年会の文化活動の手助けをしてきた。現在もこの校舎は文化センターとしての役割をはたしている。

「綴子村史」によると、岩谷は今から四百年ほど前の天正年間(佐藤藤左衛門と弟惣左衛門が岩谷に生活して開墾をすすめた所であるという。糠が川を流れたことから上流に人がいることが分り糠沢川と名をつけたとことである。岩谷観音堂は安産の神様として崇められ、方々から人々が参拝に來たとある。(公民館長 長崎 久)



綴子小学校・岩谷分校

みんなの広場



のはらあざみ

山地に普通のあざみ。
初夏に咲くのはのあざみ。
よく蝶がとまっている。

(南小・阿部達雄先生)

融和と協調で

チームづくりを

坊 沢 成田 政則(32)



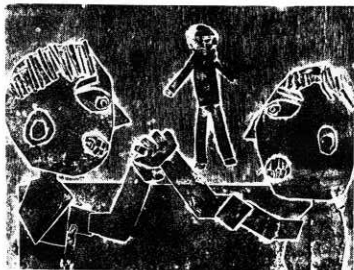
昨年、
鳳クラブ
十周年記念
祝賀会
と野球場
に大時計

を寄贈できたことに感謝している。
私たちのチームのモットーは、融和と協調であるが、マナーとチームワークと組織作りに重点を置いている。マナーは、社会人野球としてフェアプレー選手であれ、疑問プレーにはアピールをしる。こ

ろくろく



五年小塚 巧



2年 佐藤新一

わたしのおじいさん



西小学校4年
石井伸一

ぼくの、おじいさんは、坊沢公民館の管理人であって、街道町の委員長でもあって、ぼくの大事なおじいさんでもあります。
なぜ大事だかという点、ぼくのお父さんの親でぼくのお父さんをちゃんと育ててくれたからです。ぼくは、おじいさんを大事にしてあげたいと思います。長生きし

てくださいね。



わがサークル

—観世流 謡曲研修会—

して受け継がれているのであります。そのためかどうか能はともかく、謡の場合謡っている当人ではないと理解できない部分が多すぎるくらいがあります。それだけに、入会され一度でも研修された方は、謡のもつ神秘とも言える郷愁に心を沈めるのです。俗に佗・寂・幽玄の世界と言われておりますが、現代世相のめまぐるしさの中で、人間性を培う意味での重要な部分を担っているのかも知れません。現在十六名の会員が、月二回(第二・四土曜日午後二時)公民館で練習に励んでおります。皆さんもお気軽においでください。

(紹介者 村上良治)

西小学校

のふ山じ

中島美幸

三年 中島美幸

私たちの会は、昭和四十五年に生ぶ声を上げました。謡曲には五つの流派がありますが、観世流は「月にひょうたん、波に千鳥」の情景を心してうたうものとされ、序・破・急の音律の中で、節から節への移りの優雅さを情緒としております。
謡(うたい)は能の歌謡であり、この地方でもつい先頃までは、結婚式には「高砂」という曲を神事として扱った風習があります。謡曲には二百五十曲あまりの独立したドラマを持つ謡本があり、人の心を打つ喜び、悲しみをうたいあげた絵巻が、必要最少限の表現と



おしらせ



一柳美術会会員 九島紫二氏

予防接種

生後三ヵ月から十八ヵ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン(小児マヒ予防接種)の投与を行います。

投与日は、鷹巣地区以外の方は二十五日、鷹巣地区の方は二十六日です。以前一回しか投与されなかった場合は、必ず二回目の投与を受けてください。

受付時間は、午後一時から午後二時まで、鷹巣公民館保健相談室で行います。

※禁忌と注意

生ワクチンに関する一般的な禁忌である免疫産生機能に異常ありと想定される場合は、投与を行いません。その他、下痢患者も治癒

してから投与します。生ワクチン投与当日の入浴はさしつかえありません。母子手帳は、必ず持参してください。

麻疹(はしか)の
予防接種券を交付

麻疹は、別名はしかと呼ばれている伝染病です。

しかし軽い病気と考えられがちですが、気管支炎、肺炎、中耳炎を併発しやすく、特に大きくなつてからかかると、重症になりがちです。予防接種を受けておけば、かかっても発病する割合が、予防接種を受けなかった場合の三・五割に防がれるなど、軽くかかってすみません。

そこで当町は、予防接種法の改正に伴ない、今年から麻疹の定期予防接種を実施することになりました。予防接種希望保護者は、次の日時、場所にて接種券を交付(接種日ではありません)しますの

対象者は、昭和五十四年二月二十日とし、生後十八ヵ月から生後三十六ヵ月に至る幼児(ただし、生後十二ヵ月から生後七十二ヵ月に至る幼児も受けられます)となっております。なお、母子手帳、印鑑を必ず持参してください。

▽1月22・23日 鷹巣地区 ▽24日 綴子・栄地区 ▽29日 坊沢・七座地区 ▽30日 沢口・七日市地区 ▽31日 全町一円

交付場所は、いずれも鷹巣公民館保健相談室で、午後一時から三

時三十分まで。

接種料金 一人三千七百四十円は、全額町で負担します。予防接種できる(医)病院は、藤原医院、奈良医院、としま医院、近藤医院、北秋中央病院。

営農大 大学生募集

秋田県立営農大学校では、五十四年度学生を次の要領で募集いたします。

受験資格は、農業後継者として卒業後直ちに就農することが確実と見込まれる者(現に就農している者も含む)であつて、高等学校卒業以上の学歴を有する者(三月卒業見込みの者を含む)、または同等の学力を有する満十八歳以上の者。

募集人員は、畜産(酪農、肉牛、養豚)、園芸・畑作(野菜、花き)、果樹の三部門で六十名。

修業年限は、二カ年。
願書受付は、一月十日から二月十日まで。

入学試験は三月九日、秋田県庁で行います。

入学希望者は、鷹巣農業改良普及所(電話二一八三五)で受験手続きをしてください。くわしいことについても、同所へお問い合わせを。

国民金融公庫
進学ローン

国民金融公庫では、入学金、授

業料、施設設備費などの学校納付金等、進学のために必要な資金貸付をいたします。

ご利用いただける方は、高等学校、高等専門学校、大学などに進学される方の父兄で、昨年の年間収入が五百万円以内(事業所得者の場合は三百五十万円以内)の方です。

融資額は、一世帯当たり五十万円。貸付期間は、進学する学校の所定の修業年限内で最高四年まで。貸付利率は年七・一%。

申し込み希望の方は、四月末日まで借入申込書、住民票(写)、または健康保険被保険者証(写)、収入または所得を証明するものを添えて、国民金融公庫大館支店または取扱金融機関へ申し込みください。

なお、くわしいお問い合わせは国民金融公庫大館支店(電話 大館四二一三四〇七)へ。

香典返し

このほど次のかたから、香典返しにと町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

▽藤株 山久哉さんから亡妻マツエさんの香典返し

一〇、〇〇〇円

▽黒沢 大川勇蔵さんから亡父冬吉さんの香典返し

二〇、〇〇〇円

▽綴子上町 小松惣一さんから亡長男隆志さんの香典返し

三〇、〇〇〇円



12月16日〜12月31日

誕生おめでとうございます

神成亜沙子(徹) 長女 小森
山田 隼人(豊) 長男 南鷹巣
池端 伸也(太一) 長男 今泉
北條 暢子(範雄) 長女 幸町
津谷 知広(博) 二男 坊沢羽立
長田 里美(正) 長女 前野
細田 旬(英美) 二男 あけぼの
中島 聖子(禮司) 二女 西横町

二人の前途を祝福いたします

高橋 三男 綴子上町
山田 美和子 阿仁町
小塚 政雄 舟場
小野 千子 合川町
戸沢 英昭 前山
小塚 久美子 舟場
富沢 誠 大町
佐藤 末子 上小阿仁
明石 祝一 比内町
寺田 美津子 大町

おくりやみ申しあげます

大島 紀道(44歳) 三吉町
佐藤 千恵(53歳) 新屋敷町
大川 冬吉(85歳) 黒沢
伊藤 大(76歳) 米代町
成田 利市(72歳) 今泉